

○国立大学法人埼玉大学長期履修学生規則

〔平成18年4月1日〕
規則第 69号

改正 平成20. 3. 1 19規則97 平成27. 3. 20 26規則103
平成28. 1. 28 27規則46 平成31. 3. 7 30規則34
令和3. 2. 18 2規則34 令和6. 1. 25 5規則45

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学学則第45条の2第3項及び国立大学法人埼玉大学大学院学則第28条の2第3項の規定に基づき、長期履修学生に関し、必要な事項を定める。

(対象及び資格)

第2条 埼玉大学において、修業年限又は標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認めることができる学生の事情並びに学部及び大学院研究科（以下「研究科」という。）は、次のとおりとする。

(1) 職業を有し、就業している者（自営業及び臨時雇用（単発的なものを除く。）を含む。）	経済学部経済学科夜間主コース 人文社会科学研究科 教育学研究科 理工学研究科
(2) 家事、育児、介護等の事情を有する者	
(3) 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがあるため長期にわたり修学に相当な制限を受けると認められる者	教育学部 理学部 工学部 人文社会科学研究科 教育学研究科 理工学研究科
(4) その他学長が相当と認めた者	経済学部経済学科夜間主コース 人文社会科学研究科 教育学研究科 理工学研究科

2 長期履修学生を志願できる者は、前項の表の各号の左欄に掲げる事情のいずれかに該当し、かつ、当該各号の右欄に掲げる学部又は研究科に入学（進学を含む。）する者（以下「入学予定者」という。）及び在学する者（最終年次（学士

課程にあつては4年次を、研究科の博士前期課程及び専門職学位課程にあつては2年次を、研究科の博士後期課程にあつては3年次をいい、その在籍年数には休学期間及び停学期間を含む。)の者を除く。以下「在學生」という。)で、修業年限又は標準修業年限内での修学が困難なものとする。

(授業料)

第3条 長期履修学生の授業料の額は、国立大学法人埼玉大学授業料その他の費用に関する規則の定めるところによる。

(志願手続)

第4条 長期履修学生を志願する者は、次に掲げる書類を入学、進学(研究科の博士後期課程に限る。)若しくは在学する学部又は研究科の長を経由して学長に提出しなければならない。

- (1) 長期履修学生志願書(別紙様式1)
- (2) 理由書
- (3) 在職証明書又は在職が確認できる書類(職業を有する者に限る。)
- (4) 医師の診断書又は身体障害者手帳(第2条第1項の表の第3号の規定に該当する者が志願する場合に限る。)
- (5) その他学長が必要と認める書類

(出願期間)

第5条 出願期間は、次のとおりとする。

- (1) 入学予定者 入学手続期間
- (2) 在 学 生 4月入学者は2月末日まで、10月入学者は8月末日まで

(履修期間の変更)

第6条 長期履修学生は、申請した事情に変更があった場合に限り、認められた履修期間の変更を申請することができる。

2 前項の申請をする場合は、次に掲げる書類を在学する学部又は研究科の長を経由して学長に提出しなければならない。なお、出願期間は、在学する学部又は研究科の定める期日とする。

- (1) 長期履修学生履修期間変更申請書(別紙様式2)
- (2) 理由書
- (3) その他学長が必要と認める書類

(休学の制限)

第7条 長期履修学生は、申請した事情に変更があった場合又は傷病等により就学が困難になった場合に限り休学をすることができる。

2 前項の休学を申請する場合は、休学願に加え、休学についての理由書及び理由を証明する書類を在学する学部又は研究科の長に提出しなければならない。

(決定及び許可)

第8条 長期履修学生の決定及び第6条に規定する履修期間変更の許可は、当該学部又は研究科の長からの申請に基づき学長がこれを行う。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、当該学部又は研究科が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行し、修士課程及び博士前期課程については、平成17年度入学者から、博士後期課程については平成16年度入学者から適用する。

附 則 (平成20. 3. 1 19規則97)

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成27. 3.20 26規則103)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28. 1.28 27規則46)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31. 3. 7 30規則34)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3. 2.18 2規則34)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6. 1.25 5規則45)

この規則は、令和6年1月25日から施行する。

長期履修学生志願書

令和 年 月 日

埼玉大学長 殿

学部・研究科

学科・課程・専攻

学籍番号

氏名

生年月日

下記により、長期履修を志願します。

記

入 学 年 月	令和 年 月
長 期 履 修 計 画 期 間	令和 年 月 ~ 令和 年 月
志 願 理 由	別紙理由書のとおり
長 期 履 修 計 画	年月 履修計画(取得単位予定・論文作成スケジュール等)
現 住 所 ・ 電 話 ・ 携 帯 電 話	
勤 務 先 ・ 職 種 ※1	
所 在 地 ※1	
職業等に従事する週日数・1日の就業時間 ※1	
学部長、研究科長又は指導教員の所見	記入者氏名
障がい学生支援室長の所見 ※2	記入者氏名

※1・・・職業を有する者に限る。

※2・・・第2条第1項の表の第3号の規定に該当する者が志願する場合に限る。

長期履修学生履修期間変更申請書

令和 年 月 日

埼玉大学長 殿

学部・研究科

学科・課程・専攻

学籍番号

氏名

生年月日

下記により、長期履修期間を変更したいので申請します。

記

入 学 年 月	令和 年 月	
現 在 の 履 修 期 間	令和 年 月 ~ 令和 年 月	
変 更 後 の 履 修 期 間	令和 年 月 ~ 令和 年 月	
履 修 期 間 変 更 の 理 由	別紙理由書のとおり	
履 修 期 間 変 更 後 の 履 修 計 画	年月	履修計画(取得単位予定・論文作成スケジュール等)
現 住 所 ・ 電 話 ・ 携 帯 電 話		
勤 務 先 ・ 職 種 ※1		
所 在 地 ※1		
職業等に従事する週日数・1日の就業時間 ※1		
学部長、研究科長又は指導教員の所見	記入者氏名	
障がい学生支援室長の所見 ※2	記入者氏名	

※1・・・職業を有する者に限る。

※2・・・第2条第1項の表の第3号の規定に該当する者が志願する場合に限る。